

指定介護老人福祉施設福寿荘 重要事項説明書

当施設はご契約者に対して、介護福祉施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生労働省令39号4条に基づいて、当事業者が施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を次のとおり説明します。

1. 事業者の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人戸川会
 (2) 法人所在地 山梨県南巨摩郡富士川町最勝寺1307-1
 (3) 代表者 理事長 依田 忠
 (4) 電話番号 0556-22-7531

2. ご利用施設

- (1) 施設名 指定介護老人福祉施設 福寿荘
 (2) 施設所在地 山梨県南巨摩郡富士川町小室1241番地
 (3) 施設長氏名 秋山義宏
 (4) 電話番号 0556-22-5501
 (5) FAX番号 0556-22-5815

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	山梨県知事の指定		利用定員	市町村基準該当サービス
	指定年月日	指定番号		
介護老人福祉施設	平成12年4月1日	1970700025	54名	非該当
短期入所生活介護	平成11年10月1日	1970700025	4名	非該当
介護予防短期入所生活介護	平成18年4月1日	1970700025		非該当

4. 施設の目的と運営の方針

(施設の目的) 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。そのことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(施設の運営方針) 「ゆずの里」の住人として恵まれた自然を背景に、快適な生活環境の中で入所者、家族、職員とより良い人間関係により、真に暖かい安らぎの場となるように家庭的な雰囲気のもと、援助者であることを念頭に処遇を充実し、安心して生活出来るように努めます。

1 入所者への自立支援

入所者の意思及び人格を尊重し、個人の自立と自己実現を支援します。

2 サービス内容の充実

入所者の多岐にわたるニーズへ対応する専門的な知識、技術の取得、豊かな感性の心を備えて、入所者の信頼と納得の得られる質の高いサービスを目指します。

3 地域福祉活動の拠点

行政、サービス事業者等との連携と協調により、地域や家庭との結び付きを重視し、地域福祉活動の拠点となるいろいろな活動に貢献します。

4 看取り介護の実施

限りある施設機能の中で、全人格的にかかわりを通して「尊厳のある死」を提供すべく、施設としての指針など説明し、更に本人及び家族の同意を前提として、医学的根拠に基づいた病状、治療効果、さらには施設内機能、介護・看護職の存在を十分に説明した上で、「苦痛無き終末」、「不安無き終末」を目標に、看取り介護を行うべき専門的技術を確立する。

5. 施設の概要

敷地	4,937.50㎡	
建物	構造	鉄筋コンクリート2階建
	延床面積	1,868.43㎡
	利用定員	54名

(1) 居室

居室の種類	室数	面積	1人あたりの面積
2人部屋	3室・2室（短期入所）	54㎡・36㎡（短期入所）	9.00㎡
4人部屋	12室	396㎡	8.25㎡

(2) 主な設備

設備の種類	数	面積	備考
食堂	1室	59.1㎡	
機能訓練室	1室	32.33㎡	電磁式熱療法装置、マイクロ波治療器 電位治療器、干渉低周波治療器 電熱式ホットパック その他多種
一般浴室	1室	36.92㎡	
機械浴室	1室	68.17㎡	
医務室・静養室	1室	33.00㎡	
洗面所・手洗所	1階 1箇所 2階 1箇所	16.50㎡	
便所	1階 2箇所 2階 2箇所	30.66㎡ 44.75㎡	身障害者用他

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。☆冷暖房完備です。

6. 職員体制

従業員の職種	員数	区分				保有資格
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
施設長	1	1				施設長認定資格
医師	2				2	標榜診療科目／内科・精神科
事務員	1	1				
生活相談員	2	1	1			社会福祉主事・介護福祉士
看護職員	4	2	1	1		看護師・准看護師
介護職員	23	17		6		介護福祉士・介護初任者研修など
管理栄養士	1	1				管理栄養士
機能訓練指導員 (兼務)	1		1			看護師など
介護支援専門員	1		1			社会福祉主事・介護支援専門員
その他	3			3		

7. 主な職種の勤務体制

従業者の職種	勤務時間帯		
施設長	日勤	8:30~17:30	
医師 内科医 (嘱託) 精神科医 (嘱託)	毎週	月曜日等	14:00~16:00
	毎月	指定曜日2回	13:30~14:30
生活相談員	日勤	8:30~17:30	9:00~18:00
看護職員	早番	8:00~17:00	
	日勤	9:00~18:00	
介護職員	早番	7:00~16:00	7:30~16:30
		8:00~17:00	
	日勤	9:00~18:00	
	遅番	9:30~18:30	10:00~19:00
管理栄養士	夜勤	16:00~9:45	23:30~9:00
	日勤	8:30~17:30	
機能訓練指導員 (兼務) 理学療法士 (嘱託)	日勤	8:30~17:30	9:00~18:00
	毎月	2回	14:00~15:30
介護支援専門員 (兼務)	日勤	8:30~17:30	9:00~18:00

8. 施設サービスの概要と利用料

(1) 介護保険の基準サービス

サービスの種別	内 容	自己負担額																														
基本サービス費	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護給付費額を除いた額を右記の通りお支払いして頂きます。 ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額が変更となります。 	<p>【基本サービス費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の要介護度によって1日あたり下記の料金のお支払をして頂きます。 <table> <tr> <td>要介護度 1</td> <td>589円 (1割)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1, 178円 (2割)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1, 767円 (3割)</td> </tr> <tr> <td>要介護度 2</td> <td>659円 (1割)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1, 318円 (2割)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1, 977円 (3割)</td> </tr> <tr> <td>要介護度 3</td> <td>732円 (1割)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1, 464円 (2割)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2, 196円 (3割)</td> </tr> <tr> <td>要介護度 4</td> <td>802円 (1割)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1, 604円 (2割)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2, 406円 (3割)</td> </tr> <tr> <td>要介護度 5</td> <td>871円 (1割)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1, 742円 (2割)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2, 613円 (3割)</td> </tr> </table>	要介護度 1	589円 (1割)		1, 178円 (2割)		1, 767円 (3割)	要介護度 2	659円 (1割)		1, 318円 (2割)		1, 977円 (3割)	要介護度 3	732円 (1割)		1, 464円 (2割)		2, 196円 (3割)	要介護度 4	802円 (1割)		1, 604円 (2割)		2, 406円 (3割)	要介護度 5	871円 (1割)		1, 742円 (2割)		2, 613円 (3割)
要介護度 1	589円 (1割)																															
	1, 178円 (2割)																															
	1, 767円 (3割)																															
要介護度 2	659円 (1割)																															
	1, 318円 (2割)																															
	1, 977円 (3割)																															
要介護度 3	732円 (1割)																															
	1, 464円 (2割)																															
	2, 196円 (3割)																															
要介護度 4	802円 (1割)																															
	1, 604円 (2割)																															
	2, 406円 (3割)																															
要介護度 5	871円 (1割)																															
	1, 742円 (2割)																															
	2, 613円 (3割)																															
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 ・栄養士の立てる献立により、栄養並びに入所者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ・食費は食材料費+調理費となります。 ・食事時間については下記の通りとなります。 <p>(食事時間)</p> <table> <tr> <td>朝 食</td> <td>8:00~ 9:00</td> </tr> <tr> <td>昼 食</td> <td>12:00~13:00</td> </tr> <tr> <td>夕 食</td> <td>17:30~18:30</td> </tr> </table>	朝 食	8:00~ 9:00	昼 食	12:00~13:00	夕 食	17:30~18:30	<p>【食 費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食費について、下記の金額のお支払をして頂きます。なお、介護保険負担限度額認定証の対象の方については1日あたりの負担上限額があります。 <p>① 300円 (高齢福祉年金受給者等：第1段階)</p> <p>② 390円 (市町村民税世帯非課税者等・年収が80万円/年以下：第2段階)</p> <p>③ 650円 (市町村民税世帯非課税者等・年収が80万円超120万円以下：第3段階①)</p> <p>④ 1, 360円 (市町村民税世帯非課税者等・年収が120万円超：第3段階②)</p> <p>⑤ 1, 600円 (市町村民税課税世帯の方・上記①~④に該当しない方：第4段階)</p>																								
朝 食	8:00~ 9:00																															
昼 食	12:00~13:00																															
夕 食	17:30~18:30																															

居 住	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者の居住に要する費用です。 ・居住費は光熱水費及び室料となります。 ・光熱水費には、食事調理に要する光熱水費も含まれます。 ・報酬類型は多床型となっています。 ・居住費については入院や外泊時に発生する外泊時費用算定時に合わせ1か月に6日を限度として居住費を徴収させていただきます。なお、介護保険負担限度額認定証対象外（第4段階）の方については、入院外泊期間中の居住費を徴収させていただきます。 	<p>【自己負担額】 居住費について、下記の金額のお支払をして頂きます。なお、介護保険負担限度額認定証の対象の方については1日あたりの負担上限額があります。</p> <p>① 0円 (老齢福祉年金受給者等：第1段階) ② 430円 (市町村民税世帯非課税者等・下記の②に該当しない方：第2段階) ③ 430円 (市町村民税世帯非課税者等・年収が80万円超120万円以下：第3段階①) ④ 430円 (市町村民税世帯非課税者等・年収が120万円超：第3段階②) ⑤ 915円 (市町村民税課税世帯の方・上記①～④に該当しない方：第4段階)</p>
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 	
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴または清拭を週2回以上行います。 ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴できます。 	
離床、着替え、整容等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、朝夕着替えを行えるように配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は週1回、寝具の消毒は随時行います。 	
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練指導員により理学療法士の指示のもと、入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下防止するように努めます。 ・嘱託理学療法士 氏名 丹沢 政 	
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・嘱託医師、看護職員が健康管理を行います。 <p>(病院名) 峡南病院 (病院名) 山梨厚生病院 (氏名) 井尻 裕・平井出正紀 (氏名) 佐藤 佳夫 (診療科) 内科 (診療科) 精神科 (診察日) 毎週：月曜日等 (診察日) 毎月第1・3月曜日</p>	
娯楽等	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、潤いある変化に富んだ生活を送っていただくために、レクリエーション、クラブ活動の援助をします。 	
貴重品の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳、年金証書、実印等保管をいたします。 	
介護相談	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者とその家族からのご相談に応じます。 	

(2) その他介護給付費サービス加算

加 算	内 容
日常生活継続支援加算	認知症高齢者が一定割合以上入所しており、介護福祉士の有資格者を一定数以上配置している場合
サービス提供体制強化加算 I	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が8割以上または、介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が3割5分以上配置した場合
看護体制加算 I	常勤の看護師を1名以上配置した場合
夜間職員配置加算 (I) 口	所定の配置数より1名以上の夜勤職員を配置した場合
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有会議を定期的開催した場合

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。
認知症専門ケア加算Ⅰ	認知症介護に係る専門的な研修を終了している者を配置基準数配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合
経口維持加算（Ⅰ）	摂食障害を有し、検査等にて誤嚥が認められ、医師又は歯科医師により食事を摂取する上で特別な管理が必要と指示を受けた対象者に算定
経口維持加算（Ⅱ）	施設において協力歯科医療機関を定めており、食事の観察及び会議等に、医師（配置医師除く）、歯科医師等のいずれか1名が加わった場合対象者に算定
口腔衛生管理加算Ⅱ	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケア、技術的助言、指導等を実施した場合や口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出した場合
精神科医療指導加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上行われている場合
科学的介護推進体制加算	利用者ごとの心身の状況等の基本情報を厚生労働省に提出し、提出した基本情報及びその他の情報を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合
排泄支援加算（Ⅰ）	排泄介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が評価し、評価結果を厚生労働省に提出のうえ、排泄支援にあたって当該情報等を活用した場合であって、排泄に介護を要する原因を分析、支援計画を作成、計画に基づき実施した場合
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	入所者ごと褥瘡発生と関連のあるリスクについて、評価を行い評価結果について厚生労働省へ提出し、褥瘡管理の実施にあたって当該情報を活用し、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成、褥瘡管理を実施、記録、計画書の見直した場合
安全対策体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
再入所時栄養連携加算	医療機関からの再入所時に厚生労働大臣が定める特別食（腎臓病食、嚥下困難者のための流動食等）を必要とする者
療養食加算	療養食を提供した場合（1日につき3回を限度）
看取り介護加算Ⅰ1	看取り介護を行った場合（死亡日以前31～45日）
看取り介護加算Ⅰ2	看取り介護を行った場合（死亡日以前4～30日）
看取り介護加算Ⅰ3	看取り介護を行った場合（死亡日、前日及び前々日）
看取り介護加算Ⅰ4	看取り介護を行った場合（死亡日当日）
退所時情報提供加算	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、同意のもと心身の状況等を示す情報を提供した場合
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合
退所前訪問相談援助加算	入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、退所後に生活する居宅を訪問、居宅サービス等について相談援助を行った場合
退所後訪問相談援助加算	入所者の退所後30日以内に入所者の居宅を訪問して相談援助を行った場合（1回限り）
退所時相談援助加算	食事、入浴、健康管理等生活に関する相談、運動機能、日常生活動作の維持・向上を目的とした各種訓練、家屋の改善、介助方法に関する相談援助を行った場合
退所前連携加算	入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、居宅支援事業所の介護支援専門員と連携し、退所後の居宅サービスの利用上必要な調整を行った場合

初期加算	利用者が新規に入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合に30日間加算
外泊時費用	利用者が入院及び外泊した場合6日間を限度として加算
介護職員処遇改善加算 I	所定の単位数にサービス別加算率(14.0%)を乗じた単位数を加算

(3) 介護保険の基準外サービス

サービスの種別	内 容	自己負担額
預かり金出納管理	・ 預かり金出納事務の代行をいたします。 ・ (公租公課、収入申告、年金現況届、健康保険証更新、老人医療更新等)	月額 1,000円頂きます。(預かり金管理サービス取扱要綱による)
理髪・美容	・ 毎月2回の出張による理髪サービスをご利用いただけます。	実費をご負担いただけます。 (例) カット 2,200円等)
電気料	・ 利用者の希望により使用した物品(テレビ・ラジオ・電気アンカ・電気毛布等)について、電気料相当額の費用が発生します。	別紙その他日常生活費等利用申込徴収同意書のとおり(但し、リース代は無料となります)
レクリエーション・クラブ活動	・ 利用者の希望によりレクリエーション・クラブ活動に参加できます。	材料費等をご負担いただけます。
その他の日常生活費(日用品費)	・ 日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用は負担となります。共用で使用するもの(シャンプー、リンス、ボディソープ、石けん、入浴用タオル・バスタオル)は無料となります。	費用の額等詳細については、別紙その他日常生活費等利用申込徴収同意書のとおり。
特別な食事	・ 利用者の希望に基づいて特別な食事を提供します。	実費をご負担いただけます。
高額な貴重品の管理	・ 利用者の希望により高額な貴重品の管理についてはご相談にのります。	外部委託のみ実費をいただきます。

☆その他日常生活に必要な物品等(但し、介護保険給付内のオムツは除きます。)につきましては、入所者の方の全額負担となっておりますのでご了承ください。

☆医療につきましては、当施設の嘱託医による健康管理や療養指導につきましては介護保険給付サービスには含まれておりますが、それ以外の医療につきましては他の医療機関による往診や入院により対応し、医療保険適用により別途自己負担していただくこととなります。

☆介護保険料を滞納している場合は、いったん利用者が、施設介護サービス費(10割)を支払い、その後、市町村に対して保険給付分を請求していただくこととなります。

9. 相談・苦情の受付について

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、相談、苦情がございましたら、当施設ご利用相談室(担当:生活相談員 佐藤 幸人)までお気軽にご相談ください。相談・苦情に関する問い合わせは次の通りです。

①受付時間

午前9時00分から午後5時00分

②施設の住所及び電話番号

〒400-0512 山梨県南巨摩郡富士川町小室1241番地

(TEL) 0556-22-5501

(FAX) 0556-22-5815

③相談・苦情解決責任者

特別養護老人ホーム福寿荘 施設長：秋山 義宏

④相談・苦情受付担当者

特別養護老人ホーム福寿荘 生活相談員：佐藤 幸人

⑤第三者委員

(戸川会監事)：〒400-0601 山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢 716 樋口 昇 TEL：0556-22-1838

(戸川会監事)：〒400-0501 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町 1233-1 深澤健夫 TEL：0556-22-1477

⑥相談・苦情解決方法

I. 相談・苦情の受付

相談・苦情は電話、面接、書面等により相談・苦情受付担当者（以下は担当者とする）が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることできます。

II. 相談・苦情受付の報告・確認

担当者が受け付けた内容を相談・苦情解決責任者と第三者委員会（第三者委員会への報告は相談・苦情申出人が希望した場合）に報告します。

III. 苦情解決のための話し合い

相談・苦情解決責任者は、申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

IV. 本法人で解決できない相談・苦情は行政機関その他苦情受付機関に申し立てることができます。

富士川町福祉保健課	所在地： 山梨県南巨摩郡富士川町長沢 2347-2 電話： 0556-22-7207 FAX： 0556-22-2761 受付時間： 9：00～17：15
山梨県運営適正化委員会	所在地： 甲府市北新 1-12-1 山梨県福祉プラザ 4階 電話： 055-220-3030 FAX： 055-254-8614
山梨県国民健康保険団体連合会	所在地： 山梨県甲府市蓬沢 1-15-35（自治会館内） 電話： 055-223-2111 FAX： 055-233-1204 受付時間： 9：00～17：00

10. 事故発生時の対応

施設内において、利用者の予期せぬ事故が発生したときは、次のとおり迅速かつ適切な対応により円滑かつ円満な解決につとめます。

(1) 利用者及び契約者への対応

①最善の処置

介護事故が発生した場合、まず利用者に対して可能な限りの緊急処置を行うとともに、引き続き看護職員を呼び最善の処置を行います。

②管理者への報告

速やかに管理者へ報告するとともに、事業所で対応できない場合には、担当医又は管理者の指示により協力医療機関等へ移送します。

③利用者及び契約者への説明

処置が一段落すれば、できるだけ速やかに利用者や契約者等に誠意を持って説明し、申し出についても誠実に対応します。

④利用者及び契約者への損害賠償

介護事故により事業所が賠償責任を負った場合は、誠意を持って利用者及び契約者に対して補償します。

⑤事故記録と報告

利用者への処置が完了した後、速やかに介護事故報告書を作成し再発防止対策につとめます。

(2) 行政機関への報告

重大な介護事故や死亡事故など重大な事態が発生した場合は、速やかに関係機関へ報告します。

1 1. 褥瘡予防対策について

当施設は褥瘡が発生しないように適切な介護を行うとともに、褥瘡の早期発見・早期予防に努め、褥瘡予防対策指針を整備します。

1 2. 身体拘束・高齢者虐待防止対策の徹底

施設において利用者の人権擁護、虐待防止のための次に掲げる措置を講じます。

- (1) 適正な支援が実施されるよう、虐待の未然防止、早期発見、早期対応及び身体拘束を行わないための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について全職員に周知徹底を図ります。
- (2) 施設における高齢者虐待の防止及び虐待発生時の対応方法について、指針やマニュアルを整備し、利用者の尊厳を守り、その権利利益を擁護します。
- (3) 介護に携わるすべての職員に、高齢者虐待防止対策や人権擁護における意識を高めるための研修を定期的実施します。

1 6. ハラスメント防止対策の徹底

施設において利用者や家族等から職員へのハラスメント防止のための次に掲げる措置を講じます。

- (1) ハラスメントに関する啓発活動を行うとともに、利用者の継続的で円滑な介護サービス利用と、職員が就労しやすい環境づくりに努めます。
- (2) 施設におけるハラスメント防止のためのマニュアルを整備し、ハラスメント対策についての研修を定期的実施します。
- (3) 利用者や家族及び職員等のハラスメントの相談窓口を設置し、その窓口を周知します。

1 7. 感染症対策体制の徹底

施設において感染症または食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 施設内における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について全職員に周知徹底を図ります。
- (2) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のためのマニュアルを整備し、感染症対策についての研修及び訓練を定期的実施します。

1 8. 個人情報に対する取り組み

当施設は、利用者等の個人情報に関し、適性かつ適切な取り扱いに努力をするとともに、個人情報に関する基本方針と目的を整備し、個人情報の保護を図ることとします。

19. 看取り介護の取り組み

福寿荘の限られた施設機能の中で、全人格的関わりを通して「尊厳のある死」を模索し、利用者と家族に平安の時間を提供することを目的とする為に、次のとおりの取り組みを行います。

- (1) 施設理念に基づいて運営方針や援助目標に明記する。
- (2) 利用者、家族に対して説明が行なわれ、意思確認をする。
- (3) 職員に看取り介護について教育を行う。

20. 入所要件

当施設では、特例入所要件に該当する者（要介護1・2）及び要介護認定3から5の要介護者を対象に利用できます。但し、特例入所要件に該当する者を除いて、入所後更新申請等において要介護認定2以下の決定を受けた方については、特例入所要件に該当しない場合は契約を解除させていただきます。（平成27年3月以前に入所されている場合は要支援の決定を受けた場合は契約を解除させていただきます。）

21. 第三者評価の実施状況について

提供する福祉サービスの質について、当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関による、専門的かつ客観的な立場からの評価（第三者評価）及び結果の公表は実施していません。

22. 協力医療機関

医療機関の名称	医院長名	所在地	電話番号	診療科	入院設備
社団医療法人峡南会 峡南病院	小川伸一郎	富士川町 鵜沢 1806番地	0556-22-4411	内科、外科、 循環器科他	40床
峡南医療センター 富士川病院	渡邊 義孝	南巨摩郡富士川 町鵜沢 340-1	0556-22-3135	内科・外科 整形外科他	158床

23. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医院長名	所在地	電話番号
早川歯科医院	早川 進	南巨摩郡富士川町鵜沢 706	0556-22-0526

24. 非常災害時の対策

災害時の対策	別途定める福寿荘消防計画に則り対策を行います。
近隣との協力関係	富士川町消防団及び小室区との近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を協定しています。
平常時の訓練	別途定める福寿荘消防計画に則り、年3回、各種災害を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラー……あり ・非常階段 ……2箇所 ・誘導等 ……12箇所 ・ガス漏れ報知器……あり ・カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しております。 ・屋内消火栓……3箇所 ・非常通報装置……あり ・自動通報装置……あり ・非常電源……あり ・防火扉……1箇所
消防計画等	峡南広域行政組合消防本部への届出日 平成29年 6月 1日 防火管理者 佐藤 幸人

25. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来所・面会	面会時間 10:00～10:30・10:30～11:00・14:30～15:00・15:00～15:30 完全予約制（面会日の2日前）来訪者は面会時間を遵守し、必ず感染予防対策を行い、名簿に記入してください。
外出・外泊	外出、外泊時の際は必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てください。また必ず誓約書に記入の上、提出してください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りいたします。飲酒は原則的にできません。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、やみくもに他の入所者の居室等に立ち入らないでください。
所持品の管理	入所時にお持ちして荷物については、名前のご記入を願います。個人の衣装ケース等にて管理保管させていただきます。
現金等の管理	自己責任において管理する場合は、紛失等による責任は負いません。
宗教活動 政治活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内でのペットの持込及び飼育はお断りします。
(入所時)健康 診断証明書	健康状態を把握するため主治医からの情報提供により必要な健康状態が把握できない場合には、施設所定の健康診断証明書の提出を求める場合があります。